

兵庫県公報

令和元年12月24日 火曜日 第 69 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	2
○ 東播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	3
○ 市街地再開発組合の理事長選出の届出（市街地整備課）	3
公 告	
○ 令和元年度兵庫県技能顕功賞表彰（能力開発課）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	12
○ 同 上（同）	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	27
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	28
○ 入札公告（管理課）	30
○ 落札者等の公示（同）	32
○ 同 上（同）	33
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	33
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	34
○ 漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	35
選挙管理委員会公告	
○ 平成31年4月7日執行兵庫県議会議員選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	35
○ 令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	35
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	36
内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	39

告 示

兵庫県告示第725号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 作業期間

令和元年10月24日から令和2年3月25日まで

- 3 作業地域
豊岡市吉井地内



兵庫県告示第726号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年12月9日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市九日市上町地内



兵庫県告示第727号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和元年12月23日から令和2年4月30日まで
- 3 作業地域
加古川市全域



兵庫県告示第728号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和元年12月20日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域
たつの市の一部



兵庫県告示第729号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間

平成30年12月 5 日から平成31年 4 月30日まで

3 作業地域

加古川市の一部



兵庫県告示第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

明石市

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

3.3.101号 江井ヶ島松陰新田線

3 事業施行期間

令和元年12月24日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県明石市大久保町松陰新田字川東、字湾田、字出口、字一番丁場、字二番丁場、字三番割、字寺池ノ下、字十郎谷及び字鉄砲塚並びに鳥羽字茶園

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第731号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、JR西宮駅南西地区市街地再開発組合から次の者を理事長に選出した旨の届出があった。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名

善塔 勝一郎

2 住所

西宮市染殿町6番1号

公 告

令和元年度兵庫県技能顕功賞表彰

兵庫県技能顕功賞規則（昭和41年兵庫県規則第58号）第2条の規定により、令和元年11月10日に次の者を表彰した。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

職種及び氏名

金属材料製造の職業

製鉄工

松木正弘 高砂市

製鋼工

成田福春 姫路市

鑄鉄連続鑄造工

大野剛 伊丹市

機械込造型工

島本洋二	神戸市垂水区
型打鍛造工	
岩田和幸	姫路市
手かじ（鍛造）工	
佐武幸吉	三木市
刃物製造工	
柴野高夫	三木市
熱間圧延工	
浅見正英	姫路市
冷間圧延工	
山下剛史	姫路市
加熱炉耐火物整備工	
長谷川洋紀	姫路市
中間製品検査工	
川野浩司	姫路市
非破壊検査工	
西川泰敬	姫路市
内藤利文	神崎郡市川町
表面処理実験工	
守一誠	神戸市西区
金属構造実験工	
山田祐次	神戸市西区
造機検査工	
佐々木雅弘	明石市
高松智人	神戸市西区
設備開発試験工	
喜多村裕	姫路市
金属加工の職業	
旋盤工	
高野撰嗣	姫路市
時政和伸	多可郡多可町
田野和彦	姫路市
吉田栄	姫路市
金属特殊加工機工	
木村昭男	神戸市垂水区
数値制御金属工作機械工	
萩原淳也	揖保郡太子町
久保順治	加古郡播磨町
齊藤行伸	淡路市
杉本和弘	三田市
吉田正幸	たつの市
古田雅洋	姫路市
岩佐康行	姫路市
小山雅好	加古川市
時浩太	明石市
中川健	加古郡稲美町
押部広一	神戸市垂水区
金属工作機械工	
福井基文	姫路市
板金工	

塚本泰成	姫路市
金属手仕上工	
森生馬	加古川市
その他の金属加工等の職業	
鉄工	
袖山洋	姫路市
製かん工	
藤原治	加古郡播磨町
久和正秋	神戸市西区
ばね製造工	
石原秀之	伊丹市
けがき工	
村田匡弘	姫路市
アーク溶接工	
東海佑治	宝塚市
前田正幸	加古川市
中條重光	加古川市
藤代倫正	尼崎市
新宅裕徳	伊丹市
松本浩二	神戸市西区
三好敏	明石市
松田巧	明石市
堀正信	神戸市兵庫区
牛尾憲男	高砂市
電気めっき工	
岡本哲	大阪市
一般機械器具組立等の職業	
エンジン組立工・調整工	
村田信弘	神戸市垂水区
タービン組立・調整工	
辻川直毅	姫路市
福留信行	高砂市
保全工	
堀川義和	姫路市
産業用機械組立工	
山本達也	高砂市
小淵功	神戸市西区
機械部品組立工	
行司勇	淡路市
機械修理工	
江藤健一	伊丹市
片山寛康	姫路市
猶崎美人	加古川市
入江祐介	加古川市
配管製缶工	
手向靖	姫路市
電気計器組立工	
森田祐二	尼崎市
電気機械器具組立等の職業	
発電機組立・調整工	

枕田伸一	明石市
配電盤・制御盤組立・調整工	
原田博	伊丹市
北野康彦	神戸市北区
開閉制御機器組立工	
秦一実稚	西宮市
本多哲史	神戸市北区
柴田隆典	伊丹市
電気機械部品組立工	
重道睦夫	神戸市西区
受変電・制御設備保全工	
岩崎暁洋	明石市
電動機応用製品組立工	
近藤裕介	神戸市須磨区
電気通信機器組立工	
篠原照光	尼崎市
医療用電子機器組立・調整工	
真殿吉和	赤穂市
半導体チップ製造工	
福安健司	宝塚市
電子機器用高密度モジュール組立工	
玉川修次	大阪市
民生用電子・電気機械器具検査工	
坂力正秀	尼崎市
電気機械器具保守員	
花谷敏	揖保郡太子町
電気整備保全・電気工事工	
八代醒恒彦	加古郡稲美町
発電員	
佐藤忠	加古郡稲美町
電気配線工事作業員	
中谷勉	姫路市
輸送用機械器具組立等の職業	
自動車車体・車台組立工	
大村宗利	加古川市
車両組立工	
三原英彰	神戸市須磨区
車両ぎ装工	
角誠	神戸市垂水区
谷亮一	神戸市兵庫区
倉田光紀	相生市
船舶ぎ装工	
河内利浩	神戸市北区
木落秀昭	伊丹市
船舶検査工	
渡辺圭介	神戸市西区
船体組立工	
尾崎幸男	神戸市垂水区
織布・繊維製造等の職業	
合ねん糸工	

藤田道明	多可郡多可町
手刺しゅう工	
小東風彩	西脇市
衣服の職業	
紳士服注文仕立職	
鈴木義弘	芦屋市
和服仕立職	
山本絹子	神戸市須磨区
建設、土木等の職業	
建築大工	
橋元重文	神戸市垂水区
石垣規代理	宍粟市
森本茂	姫路市
田中眞次	美方郡新温泉町
田中一明	神戸市北区
宮大工	
福田秀介	姫路市
伊木秀樹	南あわじ市
保線工、軌道工	
釘宮健	神戸市西区
その他の建設・建設機械運転等の職業	
かわらふき工	
甘中健介	加西市
左官	
高瀬良弘	西脇市
林賀津樹	明石市
足立純	三木市
木寅浩治	丹波市
配管工	
藤本博之	西脇市
松岡弘	姫路市
建築塗装工	
安本龍実	西脇市
古家正志	朝来市
舗装機械運転工	
藤原鉄也	豊岡市
植木職・造園工等の職業	
造園工	
毛利幸弘	姫路市
園芸装飾師	
辻双一郎	西宮市
窯業製品・化学製品製造等の職業	
陶磁器焼成工	
北村圭治	丹波篠山市
清水昌義	丹波篠山市
プラスチック成形工	
坂本勝治	神戸市須磨区
森川辰則	姫路市
大井孝	西宮市
石材加工工	

山本真弘	淡路市
木製品・かわ製品製造等の職業	
鉋台製造工	
田中和男	三木市
木材製品処理工	
神谷俊彰	豊岡市
食料品製造等の職業	
製めん工	
知念克幸	宍粟市
森脇正継	姫路市
多田耕造	宍粟市
田中光男	たつの市
パン・焼菓子製造工	
草野洋一	神戸市垂水区
洋生菓子製造工	
田中哲人	伊丹市
濱田智行	尼崎市
杜氏	
小佐光浩	明石市
奥藤利文	赤穂市
西垣昌弘	美方郡新温泉町
岡幹起	西脇市
コーヒー豆ばい(焙)煎工	
橋本和也	神戸市垂水区
生活衛生サービスの職業	
美容師	
戸川篤子	加古川市
飲食物調理等の職業	
日本料理調理人	
渡辺祐馬	神戸市北区
佐藤寛之	佐用郡佐用町
中華料理調理人	
亀島新次	神戸市垂水区
表具師、塗装工、畳工、写真工等の職業	
表具師	
森正夫	神戸市長田区
大浦啓文	赤穂郡上郡町
金属塗装工	
岡田正義	佐用郡佐用町
金澤秀樹	大阪市
塗装仕上工	
時政俊和	多可郡多可町
畳工	
多谷志郎	丹波篠山市
金属建具取付工	
高瀬光彦	西脇市
建具硝子はめ込工	
太田清隆	神戸市東灘区
鋼製下地・ボード仕上工	
水谷展隆	加古川市

- 写真工
 萩原 将弘 佐用郡佐用町
 伊藤 剛史 神戸市灘区
- 広告美術工、製図工等の職業
 製図工
 西山 治彦 揖保郡太子町
 中本 哲 加古川市
- 構造物現図工
 米澤 泰浩 神戸市垂水区
- 乗物現図工
 大川内 努 加古川市
- 装身具等身の回り品製造の職業
 漆・箔押し沈金工
 藤井 彰博 加古川市
- 運動具製造工
 品川 清 神崎郡市川町
- フラワー装飾師
 多田 百合恵 神戸市須磨区
- その他の職業
 ボイラーオペレーター
 島畑 政幸 たつの市
- 作業環境測定・分析工
 堀江 竜哉 伊丹市
- 化学分析工
 中川 博 小野市
- 電気計測工
 飯塚 健二 加古川市



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻(2)Ⅱ (122010364)	丹波篠山市辻（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
西浜谷(2)Ⅱ (122010365)	丹波篠山市西浜谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
大熊(2)Ⅰ (122010366)	丹波篠山市大熊（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥畑(3)Ⅱ (122010367)	丹波篠山市奥畑（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊

奥畑(4)Ⅱ (122010368)	丹波篠山市奥畑(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑宮(1)Ⅰ (122010369)	丹波篠山市畑宮(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
上宿(1)Ⅰ (122010370)	丹波篠山市上宿(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地口(1)Ⅰ (122010371)	丹波篠山市曾地口(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
西荘(2)Ⅰ (122010372)	丹波篠山市西荘(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
八上上(1)Ⅰ (122010373)	丹波篠山市八上上(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
小多田(6)Ⅰ (122010374)	丹波篠山市小多田(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川下(3)Ⅰ (122010375)	丹波篠山市後川下(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図12までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年1月8日(水)から同月22日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和2年1月22日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月23日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第345号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

大原野(6)Ⅱ(115000016)の項中別図16、大原野(2)Ⅱ(115000021)の項中別図21、境野(1)Ⅱ(115000023)の項中別図23、境野(3)Ⅲ(115000028)の項中別図28、平田Ⅱ(115000033)の項中別図33、検見東谷Ⅰ(215000034)の項中別図77を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

知足(1)Ⅰ(122010266)の項中別図12、奥畑(1)Ⅰ(122010274)の項中別図20、奥畑(2)Ⅰ(122010275)の項中別図21、和田Ⅰ(122010277)の項中別図23、小多田(5)Ⅰ(122010290)の項中別図36、矢代(1)Ⅱ(122010294)の項中別図40、西浜谷Ⅱ(122010296)の項中別図42、東浜谷Ⅱ(122010297)の項中別図43、瀬利(2)Ⅱ(122010309)の項中別図55、瀬利(4)Ⅱ(122010311)の項中別図57、奥畑(2)Ⅱ(122010319)の項中別図65を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年1月8日(水)から同月22日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和2年1月22日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月23日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
芝Ⅲ (115000001)	宝塚市下佐曾利(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大藪Ⅱ (115000003)	宝塚市下佐曾利(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
福本(1)Ⅱ (115000004)	宝塚市下佐曾利(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

福本(2)Ⅱ (115000005)	宝塚市下佐曾利(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西川Ⅰ (115000006)	宝塚市下佐曾利(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
角Ⅱ (115000007)	宝塚市下佐曾利(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中山Ⅱ (115000008)	宝塚市下佐曾利(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
道谷Ⅰ (115000010)	宝塚市長谷(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北畑Ⅱ (115000011)	宝塚市長谷(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
道谷Ⅱ (115000012)	宝塚市長谷(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
岩坪Ⅱ (115000013)	宝塚市大原野(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大原野Ⅱ (115000014)	宝塚市大原野(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大原野(5)Ⅱ (115000015)	宝塚市大原野(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大原野(6)Ⅱ (115000016)	宝塚市大原野(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大原野(3)Ⅱ (115000017)	宝塚市大原野(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大原野(4)Ⅱ (115000018)	宝塚市大原野(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大原野Ⅰ (115000019)	宝塚市大原野(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大原野(7)Ⅱ (115000020)	宝塚市大原野(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大原野(2)Ⅱ (115000021)	宝塚市大原野(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
境野Ⅰ (115000022)	宝塚市大原野(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
境野(1)Ⅱ (115000023)	宝塚市境野(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
境野(2)Ⅱ (115000024)	宝塚市境野(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

境野(3)Ⅱ (115000025)	宝塚市境野（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
境野(1)Ⅲ (115000026)	宝塚市境野（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
境野(2)Ⅲ (115000027)	宝塚市境野（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
境野(3)Ⅲ (115000028)	宝塚市玉瀬（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
玉瀬(2)Ⅲ (115000029)	宝塚市玉瀬（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
玉瀬(3)Ⅲ (115000030)	宝塚市玉瀬（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
玉瀬(1)Ⅲ (115000031)	宝塚市玉瀬（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
前田Ⅰ (115000032)	宝塚市玉瀬（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
平田Ⅱ (115000033)	宝塚市玉瀬（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
津賀Ⅱ (115000034)	宝塚市玉瀬（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
細尾Ⅰ (115000035)	宝塚市玉瀬（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
玉瀬(5)Ⅲ (115000037)	宝塚市玉瀬（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大岩谷Ⅰ (115000038)	宝塚市玉瀬（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
玉瀬(4)Ⅲ (115000039)	宝塚市切畑（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
堂山Ⅲ (115000040)	宝塚市切畑（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
奥ノ谷Ⅲ (115000041)	宝塚市切畑（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
奥ノ谷Ⅱ (115000042)	宝塚市切畑（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
奥ノ焼Ⅱ (115000044)	宝塚市玉瀬（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
検見(1)Ⅱ (115000045)	宝塚市切畑（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり

イヅリハ(1)Ⅱ (115000047)	宝塚市玉瀬（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
イヅリハ(3)Ⅰ (115000053)	宝塚市玉瀬（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
鳥脇(1)Ⅰ (115000054)	宝塚市切畑（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
鳥脇(2)Ⅰ (115000055)	宝塚市切畑（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上佐曾利谷 1Ⅱ (215000014)	宝塚市上佐曾利（別図46のとおり）	土石流	別図46のとおり
下佐曾利谷Ⅱ (215000019)	宝塚市下佐曾利（別図47のとおり）	土石流	別図47のとおり
玉瀬谷Ⅱ (215000029)	宝塚市玉瀬（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
検見東谷Ⅰ (215000034)	宝塚市切畑（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり
立合新田谷 3Ⅱ (215000035)	宝塚市切畑（別図50のとおり）	土石流	別図50のとおり

（別図 1 から別図50までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年1月8日（水）から同月22日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課、宝塚市都市安全部生活安全室公園河川課及び西谷サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和2年1月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北島 I (122010179)	丹波篠山市北嶋（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
畑井 I (122010180)	丹波篠山市畑井（別図 2 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
宮ノ前 I (122010181)	丹波篠山市宮ノ前（別図 3 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
辻 I (122010182)	丹波篠山市辻（別図 4 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
西荘 I (122010183)	丹波篠山市西荘（別図 5 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
野々垣 I (122010184)	丹波篠山市野々垣（別図 6 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
曾地中(1) I (122010185)	丹波篠山市曾地中（別図 7 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
曾地中(3) I (122010186)	丹波篠山市曾地中（別図 8 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
曾地奥(1) I (122010187)	丹波篠山市曾地奥（別図 9 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
曾地奥(2) I (122010188)	丹波篠山市曾地奥（別図10の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図10の とおり
曾地奥(3) I (122010189)	丹波篠山市曾地奥（別図11の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図11の とおり
曾地奥(4) I (122010190)	丹波篠山市曾地奥（別図12の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図12の とおり
畑井(1) II (122010191)	丹波篠山市畑井（別図13の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図13の とおり
畑井(2) II (122010192)	丹波篠山市畑井（別図14の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図14の とおり
畑井(3) II (122010193)	丹波篠山市畑井（別図15の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図15の とおり
辻(1) II (122010194)	丹波篠山市辻（別図16の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図16の とおり
辻(2) II (122010195)	丹波篠山市辻（別図17の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図17の とおり
辻(3) II (122010196)	丹波篠山市辻（別図18の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図18の とおり

野々垣Ⅱ (122010197)	丹波篠山市野々垣(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
曾地中(4)Ⅱ (122010198)	丹波篠山市曾地中(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
曾地中(5)Ⅱ (122010199)	丹波篠山市曾地中(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
曾地中(2)Ⅱ (122010200)	丹波篠山市曾地中(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
曾地中(6)Ⅱ (122010201)	丹波篠山市曾地中(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
曾地中(7)Ⅱ (122010202)	丹波篠山市曾地中(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
曾地中(8)Ⅱ (122010203)	丹波篠山市曾地中(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
曾地奥(1)Ⅱ (122010204)	丹波篠山市曾地奥(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
曾地奥(2)Ⅱ (122010205)	丹波篠山市曾地奥(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
曾地奥(3)Ⅱ (122010206)	丹波篠山市曾地奥(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
曾地奥(4)Ⅱ (122010207)	丹波篠山市曾地奥(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
曾地奥(5)Ⅱ (122010208)	丹波篠山市曾地奥(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
曾地奥(7)Ⅱ (122010210)	丹波篠山市曾地奥(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
曾地奥(8)Ⅱ (122010211)	丹波篠山市曾地奥(別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
北島(1)Ⅲ (122010212)	丹波篠山市北嶋(別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
北島(2)Ⅲ (122010213)	丹波篠山市北嶋(別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
辻(1)Ⅲ (122010214)	丹波篠山市辻(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
辻(2)Ⅲ (122010215)	丹波篠山市辻(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
野々垣Ⅲ (122010216)	丹波篠山市野々垣(別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

曾地中(1)Ⅲ (122010217)	丹波篠山市曾地中(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
曾地中(2)Ⅲ (122010218)	丹波篠山市曾地中(別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
曾地中(3)Ⅲ (122010219)	丹波篠山市曾地中(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
曾地奥(1)Ⅲ (122010220)	丹波篠山市曾地奥(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
曾地奥(3)Ⅲ (122010221)	丹波篠山市曾地奥(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
曾地奥(4)Ⅲ (122010222)	丹波篠山市曾地奥(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
曾地奥(5)Ⅲ (122010223)	丹波篠山市曾地奥(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
後川奥(1)Ⅰ (122010224)	丹波篠山市後川奥(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
後川奥(2)Ⅰ (122010225)	丹波篠山市後川奥(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
後川下(2)Ⅰ (122010226)	丹波篠山市後川下(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
後川下Ⅰ (122010227)	丹波篠山市後川下(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
後川上Ⅰ (122010228)	丹波篠山市後川上(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
後川上ノ西(4)Ⅰ (122010229)	丹波篠山市後川上(別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
後川上ノ西(3)Ⅰ (122010230)	丹波篠山市後川上(別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
後川新田(3)Ⅰ (122010231)	丹波篠山市後川上(別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
後川新田(2)Ⅰ (122010232)	丹波篠山市後川新田(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
後川新田(1)Ⅰ (122010233)	丹波篠山市後川新田(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
後川奥(1)Ⅱ (122010234)	丹波篠山市後川奥(別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
後川奥(2)Ⅱ (122010235)	丹波篠山市後川奥(別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり

後川奥(3)Ⅱ (122010236)	丹波篠山市後川奥(別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
後川中Ⅱ (122010237)	丹波篠山市後川中(別図58の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
後川上(1)Ⅱ (122010238)	丹波篠山市後川上(別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
後川上(2)Ⅱ (122010239)	丹波篠山市後川上(別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
後川上ノ西(1)Ⅱ (122010240)	丹波篠山市後川新田(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
後川新田(1)Ⅱ (122010241)	丹波篠山市後川新田(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
後川新田(2)Ⅱ (122010242)	丹波篠山市後川新田(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
後川新田(3)Ⅱ (122010243)	丹波篠山市後川新田(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
後川新田(4)Ⅱ (122010244)	丹波篠山市後川新田(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
後川奥(1)Ⅲ (122010245)	丹波篠山市後川奥(別図66の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
後川奥(2)Ⅲ (122010246)	丹波篠山市後川奥(別図67の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
後川下Ⅲ (122010247)	丹波篠山市後川下(別図68の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
後川中Ⅲ (122010248)	丹波篠山市後川中(別図69の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
後川上(1)Ⅲ (122010249)	丹波篠山市後川上(別図70の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
後川上(2)Ⅲ (122010250)	丹波篠山市後川上(別図71の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
後川上(3)Ⅲ (122010251)	丹波篠山市後川上(別図72の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
後川新田(1)Ⅲ (122010252)	丹波篠山市後川新田(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
後川新田(2)Ⅲ (122010253)	丹波篠山市後川新田(別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
後川新田(3)Ⅲ (122010254)	丹波篠山市後川新田(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり

今福 I (122010255)	丹波篠山市今福（別図76のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
東浜谷(1) I (122010256)	丹波篠山市東浜谷（別図77のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
東浜谷(2) I (122010257)	丹波篠山市東浜谷（別図78のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
藤岡奥(2) I (122010258)	丹波篠山市藤岡奥（別図79のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
藤岡奥 I (122010259)	丹波篠山市藤岡奥（別図80のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
熊谷(2) I (122010260)	丹波篠山市熊谷（別図81のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
熊谷 I (122010261)	丹波篠山市熊谷（別図82のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
佐倉 I (122010262)	丹波篠山市佐倉（別図83のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
大谷 I (122010263)	丹波篠山市大谷（別図84のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
大熊 I (122010264)	丹波篠山市大熊（別図85のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
知足(2) I (122010265)	丹波篠山市知足（別図86のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
知足(1) I (122010266)	丹波篠山市知足（別図87のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
瀬利 I (122010267)	丹波篠山市瀬利（別図88のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
火打岩(2) I (122010268)	丹波篠山市火打岩（別図89のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
火打岩(3) I (122010269)	丹波篠山市火打岩（別図90のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
火打岩 I (122010270)	丹波篠山市火打岩（別図91のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
火打岩(4) I (122010271)	丹波篠山市火打岩（別図92のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
火打岩(5) I (122010272)	丹波篠山市火打岩（別図93のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
火打岩(6) I (122010273)	丹波篠山市火打岩（別図94のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり

奥畑(1) I (122010274)	丹波篠山市奥畑(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
奥畑(2) I (122010275)	丹波篠山市奥畑(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
和田 I (122010277)	丹波篠山市和田(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
大上(1) I (122010278)	丹波篠山市大上(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
大上(2) I (122010279)	丹波篠山市大上(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
般若寺 I (122010280)	丹波篠山市般若寺(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
一力 I (122010283)	丹波篠山市立町(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
小多田 I (122010286)	丹波篠山市小多田(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
小多田(2) I (122010287)	丹波篠山市小多田(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
小多田(3) I (122010288)	丹波篠山市小多田(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
小多田(4) I (122010289)	丹波篠山市小多田(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
小多田(5) I (122010290)	丹波篠山市小多田(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
殿町(1) I (122010291)	丹波篠山市殿町(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
殿町(2) I (122010292)	丹波篠山市殿町(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
殿町(3) I (122010293)	丹波篠山市殿町(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
矢代(1) II (122010294)	丹波篠山市矢代(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
矢代(2) II (122010295)	丹波篠山市矢代(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
西浜谷 II (122010296)	丹波篠山市西浜谷(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
東浜谷 II (122010297)	丹波篠山市東浜谷(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり

藤岡奥(1)Ⅱ (122010298)	丹波篠山市藤岡奥(別図114 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
藤岡奥(2)Ⅱ (122010299)	丹波篠山市藤岡奥(別図115 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
藤岡奥(3)Ⅱ (122010300)	丹波篠山市藤岡奥(別図116 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
佐倉Ⅱ (122010301)	丹波篠山市佐倉(別図117の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
鷲尾(1)Ⅱ (122010302)	丹波篠山市鷲尾(別図118の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
鷲尾(2)Ⅱ (122010303)	丹波篠山市鷲尾(別図119の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
知足(1)Ⅱ (122010304)	丹波篠山市知足(別図120の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
知足(2)Ⅱ (122010305)	丹波篠山市知足(別図121の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
丸山(1)Ⅱ (122010306)	丹波篠山市丸山(別図122の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
丸山(2)Ⅱ (122010307)	丹波篠山市丸山(別図123の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
菅Ⅱ (122010308)	丹波篠山市菅(別図124の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
瀬利(2)Ⅱ (122010309)	丹波篠山市瀬利(別図125の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
瀬利(3)Ⅱ (122010310)	丹波篠山市瀬利(別図126の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
瀬利(4)Ⅱ (122010311)	丹波篠山市瀬利(別図127の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
火打岩(1)Ⅱ (122010312)	丹波篠山市火打岩(別図128 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
火打岩(2)Ⅱ (122010313)	丹波篠山市火打岩(別図129 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
火打岩(3)Ⅱ (122010314)	丹波篠山市火打岩(別図130 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
火打岩(4)Ⅱ (122010315)	丹波篠山市火打岩(別図131 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131と おり
火打岩(5)Ⅱ (122010316)	丹波篠山市火打岩(別図132 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132と おり

火打岩(6)Ⅱ (122010317)	丹波篠山市火打岩(別図133 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
奥畑(1)Ⅱ (122010318)	丹波篠山市奥畑(別図134の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
奥畑(2)Ⅱ (122010319)	丹波篠山市奥畑(別図135の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
火打岩(7)Ⅱ (122010320)	丹波篠山市火打岩(別図136 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
火打岩(8)Ⅱ (122010321)	丹波篠山市火打岩(別図137 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
火打岩(9)Ⅱ (122010322)	丹波篠山市火打岩(別図138 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
今谷Ⅱ (122010323)	丹波篠山市今谷(別図139の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
沢田Ⅱ (122010324)	丹波篠山市沢田(別図140の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
小多田(1)Ⅱ (122010325)	丹波篠山市小多田(別図141 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図141とおり
小多田(2)Ⅱ (122010326)	丹波篠山市小多田(別図142 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図142とおり
小多田(3)Ⅱ (122010327)	丹波篠山市小多田(別図143 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図143とおり
殿町(1)Ⅱ (122010328)	丹波篠山市殿町(別図144の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図144とおり
殿町(2)Ⅱ (122010329)	丹波篠山市殿町(別図145の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図145とおり
矢代Ⅲ (122010330)	丹波篠山市矢代(別図146の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図146とおり
藤岡奥(1)Ⅲ (122010331)	丹波篠山市藤岡奥(別図147 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図147とおり
藤岡奥(2)Ⅲ (122010332)	丹波篠山市藤岡奥(別図148 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図148とおり
藤岡奥(3)Ⅲ (122010333)	丹波篠山市藤岡奥(別図149 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図149とおり
藤岡口Ⅲ (122010334)	丹波篠山市藤岡口(別図150 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図150のとおり
熊谷Ⅲ (122010335)	丹波篠山市熊谷(別図151の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図151のとおり

佐倉(2)Ⅲ (122010336)	丹波篠山市佐倉(別図152の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図152のとおり
佐倉Ⅲ (122010337)	丹波篠山市佐倉(別図153の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図153のとおり
知足(1)Ⅲ (122010338)	丹波篠山市知足(別図154の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図154のとおり
知足(3)Ⅲ (122010339)	丹波篠山市知足(別図155の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図155のとおり
丸山(2)Ⅲ (122010340)	丹波篠山市丸山(別図156の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図156のとおり
瀬利Ⅲ (122010341)	丹波篠山市瀬利(別図157の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図157のとおり
般若寺Ⅲ (122010342)	丹波篠山市般若寺(別図158 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図158のとおり
小多田(1)Ⅲ (122010343)	丹波篠山市小多田(別図159 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図159のとおり
小多田(2)Ⅲ (122010344)	丹波篠山市小多田(別図160 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図160のとおり
小多田(3)Ⅲ (122010345)	丹波篠山市小多田(別図161 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図161のとおり
殿町(3)Ⅲ (122010346)	丹波篠山市殿町(別図162の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図162のとおり
殿町(1)Ⅲ (122010347)	丹波篠山市殿町(別図163の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図163のとおり
殿町(2)Ⅲ (122010348)	丹波篠山市殿町(別図164の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図164のとおり
辻(2)Ⅱ (122010364)	丹波篠山市辻(別図165のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図165のとおり
西浜谷(2)Ⅱ (122010365)	丹波篠山市西浜谷(別図166 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図166のとおり
大熊(2)Ⅰ (122010366)	丹波篠山市大熊(別図167の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図167のとおり
奥畑(3)Ⅱ (122010367)	丹波篠山市奥畑(別図168の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図168のとおり
奥畑(4)Ⅱ (122010368)	丹波篠山市奥畑(別図169の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図169のとおり
畑宮(1)Ⅰ (122010369)	丹波篠山市畑宮(別図170の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図170のとおり

上宿(1) I (122010370)	丹波篠山市上宿(別図171の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図171のとおり
曾地口(1) I (122010371)	丹波篠山市曾地口(別図172 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図172のとおり
西荘(2) I (122010372)	丹波篠山市西荘(別図173の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図173のとおり
八上上(1) I (122010373)	丹波篠山市八上上(別図174 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図174のとおり
小多田(6) I (122010374)	丹波篠山市小多田(別図175 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図175のとおり
後川下(3) I (122010375)	丹波篠山市後川下(別図176 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図176のとおり
畑市中谷川 I (222010138)	丹波篠山市畑市(別図177の とおり)	土石流	別図177のとおり
孫谷川 I (222010142)	丹波篠山市曾地奥(別図178 のとおり)	土石流	別図178のとおり
曾地奥川 I (222010143)	丹波篠山市曾地奥(別図179 のとおり)	土石流	別図179のとおり
ヒンヅラ谷川 I (222010148)	丹波篠山市野々垣(別図180 のとおり)	土石流	別図180のとおり
山積迦谷川 I (222010149)	丹波篠山市野々垣(別図181 のとおり)	土石流	別図181のとおり
飛曾山谷川 II (222010153)	丹波篠山市辻(別図182のと おり)	土石流	別図182のとおり
黒目谷 II (222010159)	丹波篠山市曾地中(別図183 のとおり)	土石流	別図183のとおり
東山谷川 II (222010160)	丹波篠山市曾地中(別図184 のとおり)	土石流	別図184のとおり
中四十九谷 II (222010161)	丹波篠山市曾地中(別図185 のとおり)	土石流	別図185のとおり
曾地中下谷 II (222010163)	丹波篠山市曾地中(別図186 のとおり)	土石流	別図186のとおり
サカイ谷川 II (222010165)	丹波篠山市曾地中(別図187 のとおり)	土石流	別図187のとおり
タブ沢谷川 II (222010173)	丹波篠山市曾地中(別図188 のとおり)	土石流	別図188のとおり
与元谷川 I (222010181)	丹波篠山市後川上(別図189 のとおり)	土石流	別図189のとおり

押ヶ谷川Ⅰ (222010183)	丹波篠山市後川上（別図190 のとおり）	土石流	別図190のとおり
網組谷川Ⅱ (222010189)	丹波篠山市後川奥（別図191 のとおり）	土石流	別図191のとおり
ミナノ沢谷川Ⅱ (222010192)	丹波篠山市後川新田（別図 192のとおり）	土石流	別図192のとおり
シドロ谷川Ⅱ (222010193)	丹波篠山市後川新田（別図 193のとおり）	土石流	別図193のとおり
口井戸谷川Ⅱ (222010194)	丹波篠山市後川新田（別図 194のとおり）	土石流	別図194のとおり
芦谷川Ⅱ (222010197)	丹波篠山市後川新田（別図 195のとおり）	土石流	別図195のとおり
一区谷川Ⅰ (222010211)	丹波篠山市小多田（別図196 のとおり）	土石流	別図196のとおり
タテオ谷川(1)Ⅰ (222010213)	丹波篠山市矢代（別図197の とおり）	土石流	別図197のとおり
タテオ谷川(2)Ⅰ (222010214)	丹波篠山市矢代（別図198の とおり）	土石流	別図198のとおり
トシトギ谷川Ⅰ (222010215)	丹波篠山市矢代（別図199の とおり）	土石流	別図199のとおり
ウスギ谷川Ⅰ (222010216)	丹波篠山市矢代（別図200の とおり）	土石流	別図200のとおり
奥池南谷川Ⅰ (222010217)	丹波篠山市矢代（別図201の とおり）	土石流	別図201のとおり
アシキ谷川Ⅰ (222010218)	丹波篠山市今福（別図202の とおり）	土石流	別図202のとおり
東窟寺川Ⅰ (222010221)	丹波篠山市藤岡奥（別図203 のとおり）	土石流	別図203のとおり
藤岡奥谷Ⅰ (222010223)	丹波篠山市藤岡奥（別図204 のとおり）	土石流	別図204のとおり
藤岡奥谷川Ⅰ (222010224)	丹波篠山市藤岡奥（別図205 のとおり）	土石流	別図205のとおり
高林谷川Ⅰ (222010230)	丹波篠山市丸山（別図206の とおり）	土石流	別図206のとおり
奥畑東谷Ⅰ (222010237)	丹波篠山市奥畑（別図207の とおり）	土石流	別図207のとおり
仁光寺谷川Ⅰ (222010239)	丹波篠山市火打岩（別図208 のとおり）	土石流	別図208のとおり

南火打岩川Ⅰ (222010241)	丹波篠山市火打岩（別図209 のとおり）	土石流	別図209のとおり
矢代谷川Ⅱ (222010246)	丹波篠山市矢代（別図210の とおり）	土石流	別図210のとおり
峠ノ東西谷川Ⅱ (222010251)	丹波篠山市佐倉（別図211の とおり）	土石流	別図211のとおり
マルオノ谷川Ⅱ (222010259)	丹波篠山市火打岩（別図212 のとおり）	土石流	別図212のとおり

（別図 1 から別図212までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年1月8日（水）から同月22日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和2年1月22日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン西宮今津港町店
所在地 西宮市今津港町13番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	橋本 勝

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	土井 栄 次
株式会社メガスポーツ	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目36番5号	中 川 純 夫

株式会社セリア 岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地 河合 宏 光
 外 3 者
 イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 上新電機株式会社 大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号 金 谷 隆 平
 株式会社メガスポーツ 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 石 塚 幸 夫
 株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番 1 号 野 口 実
 外 3 者

4 変更年月日

令和元年 6 月 25 日 ほか

5 届出年月日

令和元年 11 月 29 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年 12 月 24 日から 4 月 間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 2 年 4 月 24 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	地 目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	建物の有無
3	神戸市長田区明泉寺町 2 丁目 13 番 2	宅 地	1, 505. 04	23, 011, 000	有

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

(1) 成年被後見人

(2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被
 補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例による
 こととされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

(5) 民法第 6 条第 1 項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な
 同意を得ていない者

(6) 破産者で復権を得ない者

(7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実
 があつた後、2 年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

令和元年12月24日（火）から令和2年1月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日）を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館大会議室（1階）

(2) 日時

令和2年1月17日（金）午前10時30分

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当
電話（078）341-7711 内線4875

入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年12月24日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

庁内データ検索システム 一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和2年5月1日（金）から令和7年4月30日（水）まで（60箇月）

(4) 納入場所

兵庫県庁3号館13階 情報企画課システム管理室電算機械室（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年12月24日（火）から令和2年1月7日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年1月31日（金）午後2時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による

入札については、令和2年1月30日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和元年12月24日（火）から令和2年1月7日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年1月7日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年1月24日（金）午後5時から同月31日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和元年12月25日（水）から令和2年1月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和元年12月25日（水）から令和2年1月7日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年1月7日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年1月24日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年1月29日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年2月14日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月22日
- 4 落札者の名称及び住所
富士通リース株式会社神戸支店 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 7 番 4 号
- 5 落札金額
1,585,815円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年10月15日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年12月24日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
校務用パソコン 一式 (賃貸借)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月22日
- 4 落札者の名称及び住所
富士通リース株式会社神戸支店 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 7 番 4 号
- 5 落札金額
2,593,030円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年10月15日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年12月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 92,133

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 675,826



兵庫県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和元年12月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	58,176
神戸市灘区	36,149
神戸市中央区	36,414
神戸市兵庫区	30,193
神戸市北区	60,489
神戸市長田区	26,656
神戸市須磨区	45,164
神戸市垂水区	61,148
神戸市西区	67,085
姫路市	139,900
尼崎市	129,317
明石市	83,730
西宮市	132,453
洲本市	12,477
芦屋市	26,712
伊丹市	55,836
相生市	8,269
豊岡市	22,712
加古川市	73,496
たつの市及び揖保郡	30,576
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	22,593
西脇市及び多可郡	17,213
宝塚市	64,701
三木市	21,717
高砂市	25,178
川西市及び川辺郡	52,812
小野市	13,208
三田市	31,228
加西市	12,342
丹波篠山市	11,614
養父市及び朝来市	15,218
丹波市	17,891
南あわじ市	13,292
淡路市	12,495
宍粟市	10,647
加東市	10,796
加古郡	18,043
神崎郡	11,896
美方郡	9,146

兵庫県選挙管理委員会告示第81号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

令和元年12月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

兵庫県瀬戸内海海区	1,980
但馬海区	241

選挙管理委員会公告

平成31年4月7日執行兵庫県議会議員選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、平成31年4月7日執行兵庫県議会議員選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、令和元年12月20日に次の者を表彰した。

令和元年12月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 兵庫県選挙管理委員会表彰

(選挙管理委員会の部)

名 称

伊丹市選挙管理委員会

(委員及び職員の一部)

氏 名	職 名	住 所
南 木 健一郎	たつの市選挙管理委員会委員長	たつの市
衣 川 謙	猪名川町選挙管理委員会委員	川辺郡猪名川町
鎌 田 紀 六	市川町選挙管理委員会委員長代理	神崎郡市川町
今 井 富美子	香美町選挙管理委員会委員	美方郡香美町
建 部 雄 三	猪名川町選挙管理委員会書記	川西市
安 村 陽 子	市川町選挙管理委員会書記	姫路市

2 兵庫県選挙管理委員会感謝状

(個人の一部)

氏 名	職 名	住 所
稲 垣 晶 子		伊丹市
鷲 尾 美枝子	川西市明るい選挙推進協議会委員	川西市

令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、令和元年12月20日に次の者を表彰した。

令和元年12月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 兵庫県選挙管理委員会表彰

(選挙管理委員会の部)

名 称

宍粟市選挙管理委員会

佐用町選挙管理委員会

(委員及び職員の一部)

氏名	職名	住所
蓮井 慶太郎	洲本市選挙管理委員会委員長	洲本市
浮田 一雄	豊岡市選挙管理委員会委員長	豊岡市
武本 敬子	赤穂市選挙管理委員会委員	赤穂市
若狭 幹雄	丹波篠山市選挙管理委員会委員長	丹波篠山市
山本 忠孝	上郡町選挙管理委員会委員	赤穂郡上郡町
岩本 浩二	宍粟市選挙管理委員会書記	宍粟市
東谷 雅之	加東市選挙管理委員会書記	加東市
井上 勝詞	稲美町選挙管理委員会書記長	加古郡稲美町
塚本 卓宏	上郡町選挙管理委員会書記長	赤穂郡上郡町

2 兵庫県選挙管理委員会感謝状

(個人の部)

氏名	職名	住所
恵須川 満延	川西市明るい選挙推進協議会委員	川西市

(団体の部)

名称	所在地
加古川市青少年団体連絡協議会	加古川市
丹波篠山市明るい選挙推進協議会	丹波篠山市

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2及び同法第138条第1項において準用する同法第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和元年12月24日

兵庫県収用委員会
会長 山田 誠一

- 1 起業者の名称
尼崎市
- 2 事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業3. 4. 614号園田豊中線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年12月11日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
尼崎市東園田町 5丁目	144番9	宅地	14.22 ㎡	14.21 ㎡	14.21 ㎡	多田羅 猛	芦屋市東芦屋町1番5号	なし	-	-
				うち 3.77 ㎡	3.77 ㎡					
尼崎市東園田町 5丁目	145番3	雑種地	4.22 ㎡	4.22 ㎡	4.22 ㎡	吉川 恵子 ただし、土地登記簿上の氏名 吉川 恵子	尼崎市次屋1丁目3番3号	なし(注1)	-	-

(注1・注2・注3)國枝豊(住所 尼崎市東園田町5丁目38番地の3)が占有している。

5 裁決手続の開始を決定した権利の目的である土地の所在等

裁決手続の開始を決定した権利の種類及び内容							権 利 者			権利に関して権利を有する関係人		
所 在	地 番	地 目	公簿 地積	実測 地積	権利の種類 及び内容	氏 名	住 所	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類
尼崎市東園田町 5丁目	無地番	—	m ² —	m ² 道路敷地のため 実測せず	土地使用借権に 準ずる権利 使用面積 23.82m ²	國枝 豊	尼崎市東園田町5丁目 38番地の3	なし	—	—	—	—

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第78号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、令和元年12月10日に次のとおり指示した。

令和元年12月24日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 近藤敬三

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和2年1月1日から同年12月31日まで